

## 「がん検診へ行こうよ」推進会議規約

### (名称)

第1条 本組織は、「がん検診へ行こうよ」推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

### (目的)

第2条 推進会議は、県民一人ひとりががんをより身近なものとして捉え、がん検診の重要性についての意識が高まるよう、できるだけ多くの関係機関・団体が連携して、がん検診の普及啓発や受診率の向上に向けた活動を積極的に推進することを目的とする。

### (事業内容)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、がん検診の普及啓発、広報・情報提供に係る事業を行う。

2 推進会議は、会員が行うがん検診の普及啓発や受診率の向上に向けた活動を支援する。

### (会員)

第4条 推進会議は、推進会議設置の趣旨に賛同する別表に掲げる団体等を会員とする。

2 前項にかかわらず、第2条の目的に賛同する団体等は、申請に基づき会員となることができる。

### (役員)

第5条 推進会議に次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名以内

2 会長は、会員の互選により決定する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

5 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

### (事務局)

第6条 推進会議の事務局は、広島県健康福祉局健康づくり推進課内に置くものとする。

### (細則)

第7条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

### (附則)

1 この規約は、平成22年4月27日から施行する。

2 この規約は、平成22年7月7日から施行する。(一部改正)

3 この規約は、平成22年10月5日から施行する。(一部改正)

4 この規約は、平成23年4月15日から施行する。(一部改正)

- 5 この規約は、令和3年6月4日から施行する。(一部改正)
- 6 この規約は、令和5年5月1日から施行する。(一部改正)